

總理大臣

村山富市

様

P
ell
7

暑夏の候、御健勝のこと喜び申し上げます。

國事多忙のことと存じますが原爆投下50年のときに際して、
去る5月、私達在韓被爆者に對しての援護に關する要望書を
提出致しましたが、そのうち生存者に對しての“日本人並み”
平等な援護施行に關して具體的方策を提案致します。

御検討の上なにとぞの對策を講求して下さいること御願ひ
致します。

- 敬具 -

1995. 7. .

社團法人 韓國原爆被害者協會 會長 鄭相石



提 案 書

韓国居住原子爆弾被爆者に對する援護に關する提案

私たち^一在韓原子爆弾被爆者は、原爆投下50年に際して、去る5月に、私たちの現状を訴え、私たちにも日本國で施行されている「原子爆弾被爆者に對する援護に關する法律」(以下、援護法という)を、日本人と差別なく適用するよう要求致しました。

在韓被爆者が援護法の適用を受けることの當爲性については、先の要望書の中で延べているとおりであり、御理解御了承のことと存じますが、援護法の改訂がなくとも在韓被爆者への適用は可能ではないかと思ひ、その方法について以下のごとく御提案致します。

一、日本國は世界唯一の原爆被爆國であります。それゆゑに、その國家目標を反戦と核兵器廢絶、世界平和の恒久的確立に置いてきました。そして、原爆の犠牲者に對しては、その犠牲を銘記するとともに、被爆者の健康障害が他の戦争被害とは異なる特殊被害であることを鑑みて、生存被爆者への援護を行ってきました。それは、再び原子爆弾の慘禍が繰り返されることのないよう念願してのことと存じます。

いっぽう、私たち^二在韓被爆者は、原爆が投下されたときに日本の廣島・長崎の地にあって日本人と同じく世界唯一の被爆者群となった者です。

上記のような日本國の原爆被害に對する姿勢から考えるならば、在韓被爆者を差別放置するのではなく、日本國の被害者と同じように援護するのが當然であると思ひます。

一、また、國際人權規約(日本國は1979年批准)第26條には、「すべての者は法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける權利を有する……いかなる理由による差別に對しても平等がつ効果的な保護をすべての者に保障する」としています。同じ被爆者であつた私たちにとえ被爆後の國籍の變更、居住地の異動があつたとしても、日本國內被爆者と異なる扱いをするのは人道的にもよくないことと思ひます。

以上のことを考慮して、日本政府當局者各位が在外(韓國)被爆者に對しても“日本人並み”に平等かつ差別なく援護するという大英斷を下されるならば、世界中の人人は大いに歡迎するものと思ひます。

援護法の在韓被爆者への適用における施行上の難点は、次のような方法で解決できると考え、具體的に提示致します。

援護施行の 方法案

(1) 援護法第1條および第2條の規定による被爆者認定について

[在韓被爆者の現状]

韓国原爆被害者協會に登録している2,348名は

(ア) 日本政府の発行した被爆者健康手帳を所持する者……………約470名

(イ) 日本に行つて手帳申請をしたくても、病床にて起動不可能な者……………約190名

(ウ) 日本に行つて手帳申請をしたくても、旅費・滞在費の支拂いが出来ない
生活困窮者……………約1,000名

(エ) 日本に行つて手帳申請をしたくても、被爆の證明をし得る適格な人が死亡
あるいは居所不明の者……………約680名

と分類されます。現在も多くの方が被爆者手帳の交付を希望していますが、日本へ渡つて手帳交付申請できる条件にある者は極めて少ないのが現状です。

そこで、被爆者認定に關する方策を提示します。

【第一案】：社團法人 韓国原爆被害者協會(以下、原爆協會とする)が、これまでに日本の被爆者認定審査に準じて施行してきた原爆被害者認定及び協會加入審査の有効性を認め、現在原爆協會に登録中の者全員を被爆者と見做すこととする。

ただし、新規加入申請者については、原爆協會が1994年以來行つているとおり、日本國で発行する被爆者健康手帳を取得した者だけに止める。

【第二案】：原爆協會が被爆者健康手帳を持たない者の交付申請を新たに受け付け、
①その交付申請書類を日本に送つて、日本政府が書面による審査を行う、
②被爆地の市廳の擔當職員を韓國に派遣して面談審査も合わせて行う、
その場合、一定の期限と2回限などにする。

③手帳交付申請の處理窓口を日本大使館とする、などの方法により被爆者認定を行い、韓國內における手帳交付を可能とする。

この場合、被爆の證人や證據品などが必要な場合には、原爆協會でも事前調査をし、認定審査が合理的・合法的に施行されるよう努める。
また、擔當職員の韓國派遣による審査が行われる場合には、その判定結果については絶對的に尊重することを前提とする。

(2)援護法第3節の醫療費支給に關して

在韓被爆者の醫療費の援護に關しては、現在、1991年～1993年に日本政府より送られた支援金40億円と韓國政府から補助金によって、醫療保險制度に準じた治療と健康診斷がある程度の制限はあるものの、曲がりなりにも實施されています。

40億円支援金使用に關して考慮すべき点があります。兩國政府で合意した、

①健康診斷と治療は第一の焦眉の懸案でありましょうが若し老齡化した被爆者に緊要といえる入歯、補綴歯、或は原因不明確病症狀などの理由で高額なCT、MRI檢診、その他醫療材料代、市中藥局に於ての藥代、また韓國人が好む漢方藥治療、高額なる特殊治療等を許したら莫大な支援金の消盡があるためこれを保險制度に準じて制限しました。そして

②醫療センタ-7個所建立については、若しこれを優先すれば、現實的には醫療費などの資金が残らないことと、餘生幾ばくもない被爆者にしてみれば、現時点でのセンタ-建立は「畫中之餅」といえる感情を抱かざるを得ない点、さらに韓國の家族制度に於て孝思想に基づく利用忌避、また配偶者、子孫と別居する情誼に依る利用忌避がある点、建立後運営費などを考慮して、センタ-建立を遅延、或いは縮小してでも出来るだけ長く支援金を保存据置し、その運用益(利息)を持つて、今まで何一つ顧みられなかった被爆者個個のひと身近に日本支援金の顯われを感ずるようにと、そして幾多の醫療制限がありますがその中入院に致らない輕病のときの藥代、また、通院交通費、必須加入要件の國民醫療保險料の一部に當てるようにと治療補助費として月10萬ウォン(約11,000円)を渡しています。一律平等的に支給する不審もありますが老齡化した被爆者の比較的健康な者にしても最低限下必須のことと諒承して頂きたいと思います。

若し上述醫療費制限の一部を解除するとか、選別支給の規準を設けるならば、いかなる方策を講究しても現施行の治療補助費の額より上昇すること瞭然であり、それを管理する事務費が加うる事も考慮しなければ、ならないと思います。それ故現在建立中の陝川センタ-完成後、運用實效成果を檢討し別段の日韓兩政府の追加對策がない限り多少の縮小をする場合もやむ得まいと存じます。

また、被爆者のうち、被爆に起因する特異な原爆障害の疑いがある者で、韓國の醫療では治療を至難とする者に對しては、原爆協會の要請がある場合、日本の専門病院にて診斷と治療を行う必要があると思います。

(3)援護法第4節の手當て等の支給に關して

援護法にはその適用に當たつての國籍條項や居住地制限の規定はありません。

したがって、援護法第1條に規定する者であつて、同第2條による被爆者健康手帳の交付を受けた者は、被爆者として援護法第4節第24條以下第33條に規定する醫療特別手當、特別手當、原子爆彈小頭症手當、健康管理手當、保健手當、介護手當、葬祭料および特別葬祭給付金(以下、諸手當とする)を受けるのが當然と思います。

これまでは、ただ、行政施行の限りにおいて在韓被爆者の私たちが顧みられなかったにすぎないものと思います。それは次のような方策によって打開することが出來ると存じます。

〔第一案〕：日本國內で施行した前年度の諸手當支給金の總額を總被爆者數で割った額(一人平均額)を在韓被爆者數に割り當てた額を原爆協會に送付し、原爆協會は韓國政府と合同で専門機關委員會を作り、日本の被爆者諸手當該當規定に沿った方法で認定を行つて諸手當を支給する。その際、諸手當の支給額が援護法の規定額を下回つても追加要求できないが、援護法の規定額を上回することは許されないこととする。もし、剩餘額が生じた場合には返還、もしくは翌年分より控除することとする。

(例)平成6年度版 廣島市原爆被害者對策事業概要基準にした算出例
廣島市

諸手當支給總額 ÷ 同市被爆者數 × 在韓被爆者數 = 原爆協會送付額
30,404,379,000円 ÷ 100,188名 × 2,348名 = 712,555,000円

〔第二案〕：日本政府で「諸手當の支給」という條件付きのまとまった額の一時支援金を韓國政府若しくは原爆協會に支給する。それを、韓國側は被爆者が生存すると見做す期間(約35年餘り以上の最後の被爆者の消滅まで)の間、据置長期預金し、その運用益(利子)と元金のうち死亡率に伴う一定の減少額によって、その範圍内での諸手當を支給する。

ただし、この方法は韓國政府、原爆協會、日本大使館の間で、執行に關する合法、合理的な方法を協議し執行することが必要です。

(例：他の目的への轉用の禁止、日本の水準を上回る支給の禁止、日本國內と同等の審査認定など)

また、特別葬祭金給付問題は、現在、原爆協會會員であつて死没者の遺族に該當する者が約1,500名(強制連行などで單身被爆した者は該當せず)でありますので、それに対しての別段の配慮を協議する必要があると思います。

[第三案]：日本國內と同じように、在韓被爆者のうち日本政府発行の被爆者健康手帳所持者については、援護法第4節に規定する諸手当の申請を受け、原爆協會の中継のもとに、被爆地の市長あるいは日本厚生省に提出後、日本政府の認定を受けた者に関して、その名簿と手当支給額を一括して原爆協會に送付し、原爆協會がそれを申請被爆者の預金口座に振り込むこととする。

この場合、韓國の醫療機關の診斷を認めることなどの處置が必要となる。

老齡化し、餘命幾ばくもない在韓被爆者が、一日も早く日本人被爆者と同等の援護を日本政府から受けることが出来るようにと切望して、私たちの考え得る最善策を御提示しました。この提案を誠意をもって速やかに御検討下さいますようお願いいたします。

なお、上記の各方策の實施に當たっては、原爆協會(法人)との事務的提携問題がありますが、それは在韓被爆者を代表する韓國内唯一の團體であり、これまで存在の判明した被爆者個個人の記録を保有する團體であること、アメリカやカナダにおける日本人隔離收容に關しての補償に際しては日本人協會法人との合意中繼があったこと、ドイツにおいてもユダヤ人協會とのそれ並みの先例があったことなどに鑑み、また、以上の提案が國家間の補償問題ではなく、現に生存する者に對しての援護であることを考え、原爆協會を一應の主體としました。

もし、それに疑問点があれば、原爆協會を韓國政府あるいは大韓赤十字社と読み替えるものとしてください。

私たち、在韓被爆者は以上上述べたように、世界唯一の被爆國である日本が、同じく共に被爆した者には、その後の國籍あるいは居住地の異動に關わらず平等に援護するのが至極まっとうな措置であると考えております。ましてや在韓被爆者は、日本の侵略により渡日を余儀なくされ、あるいは強制的に徴用、徴兵され、當地に於て原爆の被害を被った者であるからには、日本政府は私たちをもっと優遇すべきであります。

同じ人間である以上差別的な取り扱いを止めて、遲蒔きながらも被爆50年(半世紀)の時を契機として、“日本人並み”の平等な援護を施行してください。

それに伴う實質上の隘路難問題があれば、いつでも赴いて協議したいと望みます。よろしく御計らい下さいますよう切望致します。

益益の御清祥を祈ります。

1995.

社團法人 韓國原爆被害者協會 會員一同
會長 鄭相石

서울特別市 城北區 東小門洞3街 45番地
Tel. (02)926-4917 Fax. (02)926-8678